



鳥取労働局発表
平成29年11月13日(月)

担
当

鳥取労働局労働基準部賃金室
室長 平井 美敏
室長補佐 中原 学
電話 0857-29-1705

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金の改正答申について

鳥取地方最低賃金審議会（会長 野津 和功 鳥取短期大学 名誉教授）は、
鳥取労働局長（内田 敏之）に対し、特定（産業別）最低賃金の改正について答申しました。

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

答申日 平成29年11月13日

時間額 774円（改正前 時間額764円） 引上げ額10円 引上げ率1.31%

[経過]

鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について、関係労使からの申出があったことを受け、平成29年9月から審議を行っていましたが、同年11月13日開催の第5回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会（部会長 西村教子 公立鳥取環境大学教授）において、時間額774円（764円から10円引上げ）に改正することを決定しました。

これを受け、鳥取地方最低賃金審議会長が鳥取労働局長に対し、鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を改正することを答申しました。

今後、鳥取労働局長は、異議の申出に関する公示等の手続きを経て、最低賃金額を改正します。なお、改正発効は平成30年1月の予定です。

【参考】

1 鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金の改正の推移について

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|------|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 時間額 | 738円 | 743円 | 753円 | 764円 | 774円 |
| 引上げ額 | 2円 | 5円 | 10円 | 11円 | 10円 |
| 引上げ率 | 0.27% | 0.68% | 1.35% | 1.46% | 1.31% |
| 発効日 | H26.1.9 | H26.12.25 | H27.12.19 | H28.12.22 | H29.1(予定) |

2 特定（産業別）最低賃金の適用を除外する労働者について

次の労働者については、特定（産業別）最低賃金の適用が除外され、鳥取県最低賃金（時間額738円）が適用されます。

18歳未満又は65歳以上の者

雇入れ後6月未満の者であって技能習得中のもの

清掃又は片付けの業務に主として従事する者

「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」については、手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う「組線」、「取付け」、「包装又は箱詰め」の業務に主として従事する者

3 「鳥取県最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」との違いについて

「鳥取県最低賃金」は、産業や職種にかかわらず、鳥取県内で働くすべての労働者に対して適用される最低賃金です。

一方、「特定（産業別）最低賃金」は、産業別に基幹労働者を対象として、地域別最低賃金よりも金額水準が高い最低賃金を定めているものです。